

平成30年度 総社市保育所・認定こども園（保育部）・地域型保育事業保育料徴収基準額表（案）

（単位：円）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間徴収金基準額（月額）			保育短時間徴収金基準額（月額）			
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯 （単給世帯を含む）	0	0	0	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	6,400	4,800	4,800	6,400	4,800	4,800	
C	A階層を要しない市町村民税の額の区分が、次の区分に該当する世帯	均等割額のみ 課税世帯（所得割非課税世帯）	13,800	11,000	11,000	13,800	11,000	11,000
		所得割の額が 10,000円未満である世帯	15,400	12,400	12,400	15,200	12,200	12,200
		10,000円以上 30,000円未満の世帯	17,800	15,200	15,200	17,400	15,000	15,000
		30,000円以上 48,600円未満の世帯	18,400	16,400	16,400	18,000	16,000	16,000
		48,600円以上 64,800円未満の世帯	22,000	19,000	19,000	21,600	18,600	18,600
		64,800円以上 81,000円未満の世帯	25,000	22,200	22,200	24,600	21,800	21,800
		81,000円以上 97,000円未満の世帯	29,000	26,600	26,600	28,400	26,200	26,200
		97,000円以上 125,800円未満の世帯	35,000	32,200	28,600	34,200	31,600	28,200
		125,800円以上 154,600円未満の世帯	42,000	32,400	28,800	41,400	31,800	28,400
		154,600円以上 169,000円未満の世帯	43,000	33,800	29,400	42,200	33,200	29,000
		169,000円以上 301,000円未満の世帯	50,000	34,400	29,600	48,800	33,800	29,200
301,000円以上 397,000円未満の世帯	56,000	34,800	29,800	54,600	34,200	29,400		
397,000円以上の世帯	58,000	37,000	30,200	56,600	36,200	29,800		

※階層区分の基準となる市町村民税額は、4～8月は前年度分、9月以降は当該年度分とする。

※市町村民税所得割額は、配当控除・外国税額控除・住宅借入金等所得特別控除・寄付金控除・株式譲渡所得割の税額控除前の額で算定する。

保育料の負担軽減について

保護者の方の保育料負担を軽減するため、以下のとおり保育料の負担軽減を行っております。負担軽減に該当するか否かは、支給認定申請書に記載していただいている世帯状況等により判定いたします。そのため、支給認定申請書を提出される際には、同一世帯の家族全員を記載していただくようにお願いします。

※ひとり親世帯とは、児童扶養手当受給資格が認定されている世帯のことを言います。

世帯状況	年齢	市町村民税 所得割額	階層 区分	軽減内容	
ひとり親世帯 または在宅障 害児（者）の いる世帯	対象児童が 満3歳児 （2号認定） 以上	77,101円 未満の世帯	B	無料	
			C1・C2	第1子：保育料基準額より1,000円引いた額の半額 第2子以降：無料	
			C3 以上	第1子：6,000円 第2子以降：無料	
	対象児童が 満3歳児 （3号認定） 未満	77,101円 以上の世帯	/		施設を利用している児童から数えて第2子：半額 施設を利用している児童から数えて第3子以降：無料 同一世帯の0歳～2歳児で第3子以降：無料
				B	無料
				C1～ C4	第1子：保育料基準額より1,000円引いた額の半額 第2子以降：無料
上記以外の 世帯	0歳児 ～ 5歳児	57,700円 未満の世帯	B	第2子以降：無料	
			C1以上	第2子：半額 第3子以降：無料	
		57,700円 以上の世帯	/	施設を利用している児童から数えて第2子：半額 施設を利用している児童から数えて第3子以降：無料 同一世帯の0歳～2歳児で第3子以降：無料	

※入所児童とは別に同一世帯から特別支援学校幼稚園部および児童発達支援センター等利用の入所または月23日以上通園している就学前児童がいる場合、施設を利用している児童から数えて第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無料とする。

世帯状況および児童年齢による負担軽減内容の表示

ひとり親世帯または在宅障がい児（者）のいる世帯（対象児童が満3歳児以上）

A・B階層 （無料）	C1階層～ ・第1子：保育料基準額より 1,000円引いた額の半額	C3階層～ ・第1子：6,000円	C階層（市町村民税所得割額 77,101円以上） ・第2子※：半額 ・3～5歳児の第3子以降※：無料 ・0～2歳児の第3子以降：無料 ※施設を利用している児童からカウント
	第2子以降：無料		

ひとり親世帯または在宅障害児（者）のいる世帯（対象児童が満3歳児未満）

A・B階層 （無料）	C1階層～ ・第1子：保育料基準額より 1,000円引いた額の半額	C5階層～ ・第1子：9,000円	C階層（市町村民税所得割額 77,101円以上） ・第2子※：半額 ・3～5歳児の第3子以降※：無料 ・0～2歳児の第3子以降：無料 ※施設を利用している児童からカウント
	第2子以降：無料		

その他の世帯

A・B階層 第2子 以降： （無料）	C1階層～ ・第2子：半額 ・第3子以降：無料	C階層（市町村民税所得割額 57,700円以上） ・第2子※：半額 ・3～5歳児の第3子以降※：無料 ・0～2歳児の第3子以降：無料 ※施設を利用している児童からカウント
-----------------------------	-------------------------------	---